

告示

埼玉県告示第六百五十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
埼玉県熊谷市村岡字五反田九百四十一番	田	田	八九六・〇〇
埼玉県熊谷市村岡字手島前千四百六十七番	田	田	一、二〇〇・〇〇
埼玉県熊谷市村岡字手島前千五百五十八番	田	田	一、〇〇〇・〇〇
埼玉県熊谷市村岡字手島前千五百六十一番	田	田	九八〇・〇〇
埼玉県熊谷市村岡字手島前千五百六十二番	田	田	一、〇〇〇・〇〇
埼玉県熊谷市村岡字手島前千五百六十五番	田	田	九八〇・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県熊谷市村岡字五反田九百四十一番	田	令和九年 二月一日	十年	二千六百九十円
埼玉県熊谷市村岡字手島前千四百六十七番	田	令和九年 二月一日	十年	三千六百円

埼玉県熊谷市 村岡字手島前 千五百五十八番	田	令和九年 二月一日	十年	三千円
埼玉県熊谷市 村岡字手島前 千五百六十一番一	田	令和九年 二月一日	十年	二千九百四十円
埼玉県熊谷市 村岡字手島前 千五百六十二番	田	令和九年 二月一日	十年	三千円
埼玉県熊谷市 村岡字手島前 千五百六十五番一	田	令和九年 二月一日	十年	二千九百四十円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 坂 行正
埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報
所有者等が確知できない状態となっている。令和八年三月五日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法
利用権の始期までにさいたま地方法務局に補償金を供託すること。

六 補償金の還付について

農地の所有者等はさいたま地方方法務局において、補償金の還付を受けることができる。